

【齒なまるマイルプランII評価 集計表】

1. 目標

(1) 成果指標

ライフステージ または社会分野	評価	圏域										県内 私立学校 県立学校	県全体	前年度 の状況	H28基準	目標
		保健所設置市		東上		東北		東海		東山						
		長崎市	佐世保市	西彼	東上	東北	東海	東山	東南	香岐	対馬	私立学校	県立学校	前年度 の状況	H28基準	目標
1. 乳幼児期	3歳児のおし歯のない者の割合を85%以上 （R4目標）	2,976人 57.2%	1,853人 23.6%	810人 13.5%	2,142人 38.0%	1,965人 19.4%	2,300人 56.7%	2,300人 56.7%	106人 1.6%	202人 4.1%	238人 5.6%	10,036人 1,828人	10,036人 1,828人	80.9%	76.9%	85%
	おし歯のない者の割合(%)	80.9%	87.3%	83.3%	82.0%	79.4%	75.7%	75.7%	84.9%	79.7%	76.5%	81.5%	81.5%	80.9%	76.9%	85%
	3歳までにフッ化物歯面塗布を受けたことのある者の割合の増加（R4目標：90%）	2,785人 94.5%	1,853人 80.4%	852人 80.4%	2,402人 45.0%	2,142人 83.6%	1,965人 87.0%	2,300人 93.5%	2,300人 93.5%	172人 98.3%	202人 98.0%	238人 98.3%	10,036人 3,347人	10,036人 3,347人	81.2%	80.4%
2. 学齢期	12歳児の一人平均おし歯の本数の減少（R4目標：0.85本以下）	2,976人 0.81本	1,853人 0.61本	810人 0.61本	2,142人 0.97本	1,965人 1.06本	2,300人 0.93本	2,300人 0.93本	106人 0.12本	202人 0.12本	238人 0.12本	11,800人 0.86本	11,800人 0.86本	0.95本	1.15本	0.85本以下
	おし歯の本数の減少（R4目標：1.22本以下）	1,874人 13.7%	1,418人 15.3%	431人 14.3%	2,105人 25.3%	1,775人 17.0%	2,650人 20.0%	2,650人 20.0%	139人 2.5%	230人 17.2%	238人 17.2%	7,839人 1.48本	7,839人 1.48本	1.44本	1.67本	1.22本以下
	中・高校生の歯内に異常を有する者の割合の減少（R4目標：3.0%）	1,317人 80.0%	1,121人 80.0%	1,121人 80.0%	1,121人 80.0%	1,121人 80.0%	1,121人 80.0%	1,121人 80.0%	1,121人 80.0%	1,121人 80.0%	1,121人 80.0%	1,121人 80.0%	1,121人 80.0%	1,121人 80.0%	4.0%	3.5%
3. 成人期	40歳代で喪失歯のない者の増加（R4目標：80%）	1,121人 80.0%	1,121人 80.0%	1,121人 80.0%	1,121人 80.0%	1,121人 80.0%	1,121人 80.0%	1,121人 80.0%	1,121人 80.0%	1,121人 80.0%	1,121人 80.0%	1,121人 80.0%	1,121人 80.0%	1,121人 80.0%	71.7%	80%
	20歳代における歯内に炎症所見を有する者の割合の減少（R4目標：25%）	1,121人 25%	1,121人 25%	1,121人 25%	1,121人 25%	1,121人 25%	1,121人 25%	1,121人 25%	1,121人 25%	1,121人 25%	1,121人 25%	1,121人 25%	1,121人 25%	1,121人 25%	72.7%	25%
	40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少（R4目標：25%）	1,121人 25%	1,121人 25%	1,121人 25%	1,121人 25%	1,121人 25%	1,121人 25%	1,121人 25%	1,121人 25%	1,121人 25%	1,121人 25%	1,121人 25%	1,121人 25%	1,121人 25%	52.2%	25%
4. 高齢期	60歳代における咀嚼良好者の増加（R4目標：90%）	1,121人 90%	1,121人 90%	1,121人 90%	1,121人 90%	1,121人 90%	1,121人 90%	1,121人 90%	1,121人 90%	1,121人 90%	1,121人 90%	1,121人 90%	1,121人 90%	1,121人 90%	76.2%	90%
	60歳代における咀嚼良好者の割合(%)	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	76.2%	90%
	60歳代で24歯以上の歯を有する者の増加（R4目標：70%）	1,121人 70%	1,121人 70%	1,121人 70%	1,121人 70%	1,121人 70%	1,121人 70%	1,121人 70%	1,121人 70%	1,121人 70%	1,121人 70%	1,121人 70%	1,121人 70%	1,121人 70%	56.3%	70%
5. 高齢期	80歳代で20歯以上の歯を有する者の増加（R4目標：50%）	1,121人 50%	1,121人 50%	1,121人 50%	1,121人 50%	1,121人 50%	1,121人 50%	1,121人 50%	1,121人 50%	1,121人 50%	1,121人 50%	1,121人 50%	1,121人 50%	1,121人 50%	31.5%	50%
	80歳代における歯を有する者の割合(%)	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	31.5%	50%
	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加（R4目標：60%）	1,121人 60%	1,121人 60%	1,121人 60%	1,121人 60%	1,121人 60%	1,121人 60%	1,121人 60%	1,121人 60%	1,121人 60%	1,121人 60%	1,121人 60%	1,121人 60%	1,121人 60%	52.2%	60%
5. 障害児・者の歯科保健 強化のための 体制づくり	障害児・者施設での定期的な歯科検診実施率の増加（R4目標：80%）	1,121人 80%	1,121人 80%	1,121人 80%	1,121人 80%	1,121人 80%	1,121人 80%	1,121人 80%	1,121人 80%	1,121人 80%	1,121人 80%	1,121人 80%	1,121人 80%	1,121人 80%	52.6%	60%
	市町の歯科専門職の配置の増加（R4目標：増 加）	1人 3人	1人 3人	1人 3人	1人 3人	1人 3人	1人 3人	1人 3人	1人 3人	1人 3人	1人 3人	1人 3人	1人 3人	1人 3人	76.9%	80%
	市町の個別歯科保健計画策定の増加（R4目標：増 加）※R2.12現在の状況で回答をお願いしま す。	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	76.9%
6. 歯科保健 強化のための 体制づくり	市町の個別歯科保健計画策定の増加（R4目標：増 加）※R2.12現在の状況で回答をお願いしま す。	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	76.9%	80%
	市町の個別歯科保健計画策定の増加（R4目標：増 加）※R2.12現在の状況で回答をお願いしま す。	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	76.9%	80%
	市町の個別歯科保健計画策定の増加（R4目標：増 加）※R2.12現在の状況で回答をお願いしま す。	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	1市町 2市町	76.9%	80%

※2年に1度実  
施：H30実施  
(R1未実施)



## 2. (R2.12現在) 市町の歯科保健体制の現状

※下記は、R2.12現在のデータです。更新は朱書きしてください

※この欄は自動計算です

	策定年度	計画策定状況	左記計画名	歯科保健計画の策定状況		歯科保健を協議する場(R1.1現状)	
				歯科保健個別計画の検討状況	保健個別計画を策定しない理由、または歯科保健個別計画策定予定(予定年)		
政令市	長崎市	平成24年度策定	歯科個別計画	長崎市歯科口腔保健推進計画	策定済	○	
政令市	佐世保市	平成24年度策定	歯科個別計画	佐世保市 歯・口腔の健康づくり推進計画	策定済	○	
県南	島原市	平成25年度策定	健康づくり計画	健康しまばら21(第2次)	予定なし	○	健康づくり計画において、歯や口の健康についての取り組みを行っている所であり、また、毎年、歯科保健推進協議会にて協議も行っているため、現状では歯科保健個別計画の必要性を感じない。
県央	諫早市	平成25年度策定	健康づくり計画	健康いさはや21(第3次)	予定なし	○	健康増進計画に歯科項目があるため
県央	大村市	平成27年度策定	歯科個別計画	第2次おおむら齒なまるスマイル21計画	策定済	○	
県北	平戸市	平成24年度策定	健康づくり計画	いきいき平戸21(第2次)	予定なし	○	健康づくり計画に歯科計画も含んでいるため。
県北	松浦市	平成26年度策定	健康づくり計画	松浦市健康づくり総合計画 いきいき松浦21	予定なし	○	歯科を含めた健康づくり計画の策定があること。
対馬	対馬市	平成24年度策定	歯科個別計画	齒なまるスマイルプラン(対馬市版)	策定済	○	
香岐	香岐市	平成29年度策定	健康づくり計画	香岐市保健事業計画(第2次)	予定なし	○	歯科を含めた保健事業計画(第2次)の策定があるため。
五島	五島市	平成25年度策定	健康づくり計画	五島市健康づくり計画	予定なし	○	五島市健康づくり計画で網羅されており、計画見直し予定時期になっており、併せて歯科保健も同時に見直す予定である
西彼	西彼市	平成24年度策定	健康づくり計画	第二次健康さいかい21	予定なし	○	健康づくり計画の中に、歯科保健に関する部分を含んでいる。
県南	雲仙市	平成24年度策定	健康づくり計画	健康うんぜん21(第2次)	検討中	○	次期健康づくり計画策定時に個別計画とするか検討する。

(R2.12現在)

県南	南島原市	策定年度	計画策定状況	左記計画名	歯科保健計画の策定状況		歯科保健を協議する場(R.I.)現状		
					歯科保健個別計画の検討状況	保健個別計画を策定しない理由、または歯科保健個別計画策定予定（予定年）健康づくり計画の中に策定されており、こころと体や食育推進と合わせて推進していきたいため。	協議会設置	別途協議する場の設置	未設置
		平成25年度策定	健康づくり計画	南島原市 こころと体、口腔の健康づくり、食育推進計画（ひまわりプランⅢ）	予定なし	健康づくり計画の中に策定されており、こころと体や食育推進と合わせて推進していきたいため。	○		
	西彼	平成24年度策定	健康づくり計画	第2次健康ながよ21	予定なし	健康増進計画の中で他分野と連動した計画として推進していくため。		○	
	西彼	平成25年度策定	健康づくり計画	健康とぎざ21（第2次）	検討中	歯科保健個別計画策定予定（未定）		○	
	県央	平成27年度策定	健康づくり計画	健康東そのぎ21（第2次）	予定なし	健康づくり計画の中に、歯科保健に関する部分を含んでいるため、新たに計画を策定する負担を省くため。	○		
	県央	平成27年度策定	歯科個別計画	川棚町歯科保健推進計画	策定済			○	
	県央	平成27年度策定	健康づくり計画	健康はさみ21（第2次）	予定なし	歯科保健単独での計画を策定する余力がない。	○		
	上五島	平成26年度策定	歯科個別計画	小値賀町歯科保健事業計画	策定済			○	
	県北	平成26年度策定	健康づくり計画	健康ざざ21 佐々町健康増進計画 佐々町食育推進計画	予定なし	健康増進計画の中で他分野と連動した計画として推進していくため。			○
	上五島	平成30年度策定 令和2年度策定	健康づくり計画 子ども・子育て 支援事業計画	新上五島町健康づくり計画 新上五島町第2期子ども・子育て支援事業計画	予定なし	専門職が配置されていないなか、個別計画策定の検討に至っていない。			○
					6	市町	11	10	0
						計			

### 3. 令和元年度の取り組み状況

#### (1) 乳幼児期

政令市	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							その他
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (塗布・洗口 等)	独自の歯科に関 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指 導	
政令市	長崎市	むし歯予防教室	○					○	
		1歳6か月児健康診査	○	○	○				
		2歳児歯科健診(1歳6か月児歯科健診結果によりハイリスク児選出し、実 歯育て健診(歯科健診及びフッ化物塗布)	○	○	○	○	○		
		わくわく歯磨き推進事業(1歳6か月児歯科健診時に、仕上げ磨き用歯ブラ シを配布)	○				○		○
		歯科予防処置事業(1歳6か月・2歳児歯科健診時に、フッ化物歯面塗布を フッ化物歯磨剤の配布(1歳6か月児歯科健診時に配布)	○			○	○		
		3歳児健康診査	○	○	○				
		フッ化物洗口推進事業	○			○	○		
		10か月児歯科専門相談事業	○			○			○
		子育て支援センター健康教育	○						○
		わいわい広場	○						○
政令市	佐世保市	1歳6か月児健康診査		○	○	○			
		2歳児経過歯科健診(1歳6か月児健診後フォロー事業)		○	○				
		歯みぐ・ルーム			○				
		3歳児健康診査		○	○	○			
		親子のつどい	○						○
		歯科健康教室(市内保育所・幼稚園・認定こども園・子育てサカルの講 師派遣依頼)	○					○	○
		フッ化物洗口実施状況意向調査							
		佐世保市フッ化物洗口推進事業(保育所・幼稚園・認定こども園への補助 及び市歯科医師会との連携)				○	○		
		幼児歯科健康診査		○					
		フッ素塗布事業				○			
県南	島原市	フッ化物洗口推進事業							
		諫早市子育て支援ガイド 諫早市ホームページ(更新)	○						
県央	諫早市	乳児健康相談							
		1歳6か月児健康診査		○					○
		2歳6か月児歯科健康診査		○					○
		3歳児健康診査		○					○
		フッ化物洗口事業意向調査 フッ化物洗口事業				○			○

	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							その他
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (塗布・洗口 等)	独自の歯科に関 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指 導	
中央	大村市 母子健康手帳交付時の個別指導 乳幼児すくすく健康相談での歯科衛生士による個別指導 次世代むし歯予防対策事業（1歳6か月児・3歳児健診・幼稚園・保育所等 フッ化物洗口）	○						○	
県北	平戸市 フッ化物洗口事業 フッ化物塗布事業 乳幼児健診時歯科衛生士による個別歯科指導 1歳6か月児（フッ化物塗布も含む）、3歳児歯科健診 乳幼児相談	○	○	○	○				○
県北	松浦市 1歳6か月児健診、3歳児健診 フッ化物塗布事業 フッ化物洗口推進事業 健康保育 乳児健診	○	○	○	○				○
対馬	対馬市 地域子育て支援事業 2歳児歯科健診 幼児健診 フッ化物洗口推進事業 よい歯の教室（3～5歳） もうすぐ1年生の歯磨き教室（年長児） 乳幼児歯科相談事業 歯なまる教室	○	○	○	○				○
杵岐	杵岐市 フッ化物塗布事業 10か月健診健診 1歳6か月健診 3歳児健診	○	○	○	○				○
五島	五島市 2歳児健康相談（2歳児を対象に虫歯予防講話・人形劇・染め出しブラッシ ングを実施） フッ化物洗口事業（幼稚園・保育園・認定こども園で実施） ピカピカ歯っぴー教室（幼稚園・保育園・認定こども園で4、5歳児対象に 虫歯予防講話・染め出しブラッシングを実施） 幼児歯科相談（1歳6か月健診、2歳児健康相談でのう蝕ハイリスク児に対 して歯科指導、フッ化物塗布を実施） 乳幼児健診（乳児・1.6・3.6）（フッ化物塗布は1.6健診のみ）	○		○	○				○
西彼	西彼市 乳幼児相談 歯科相談 保育所・幼稚園等施設におけるフッ化物洗口 赤ちゃん健康相談	○			○				○
県南	豊仙市 1.6歳健診、2歳児親子歯科健診、3歳児健康診査 パパママひろば 乳幼児フッ化物塗布事業 フッ化物洗口普及事業	○	○	○	○				○

	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							その他
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (塗布・洗口 等)	独自の歯科に関 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指 導	
南	南島原市 事業名及び事業概略、または予算事業外対応 幼児フッ化塗布（1～3歳児対象、歯科医院にて個別に塗布）（鳥原南高歯科 医師会へ委託） 親子歯科健康診査（2歳以上3歳未満児対象、集団指導や歯科診察を実施） 幼児フッ化物洗口（4～5歳児対象、市内の幼稚園・保育園・認定こども園 で実施時の資料提供） お誕生相談（1歳児対象） フッ素塗布事業（1歳3カ月児、2歳9カ月児） フッ化物洗口事業（保育園8か所、幼稚園2園） 幼児健診（1歳9カ月児、3歳児） 4カ月健診 1歳児相談 1歳8カ月健診 かがりつけ歯科医検診（1歳11カ月～2歳5カ月）（西彼園科医師会へ委 託） 2歳3カ月児相談 3歳児健診 町立保育所が実施するフッ化物洗口 私立保育所が実施するフッ化物洗口への補助 私立幼稚園が実施するフッ化物洗口への補助 認定こども園が実施するフッ化物洗口への補助 フッ化物洗口推進事業（認定こども園） 乳児相談における集団での歯科保健指導			○	○	○	○		
西彼	長与町 1.6歳児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、5歳児発達健診における歯科検 診、個別歯科保健指導、集団歯科保健指導（5歳児発達健診をのぞく） 1歳6か月児・3歳児健康診査の折にフッ素塗布（希望者のみ） 5歳児発達診査の折にフッ素塗布（希望者のみ） 保育園・子ども園のフッ化物洗口事業 フッ化物洗口推進事業（保育園・子ども園へのフッ化物洗口実施時の資材 歯科巡回指導（保育園・子ども園へのプログラミング指導及び健康教育） 乳児健康相談（9～10ヶ月児における歯科相談） 各健診での歯科健診と歯科指導、2歳児・5歳児健診時の歯科検診・フッ化 物塗布、歯科指導 フッ素塗布事業 子ども園フッ化物洗口 親子むし菌予防教室 長崎県フッ化物洗口推進事業（保育所・認定こども園での全実施） 1歳児歯科教室（歯科医師による講話、歯科衛生士によるフッ素塗布） 1歳半健診、3歳児健診でのフッ化物塗布 幼児（2歳・2歳半・3歳児）歯科検診（歯科検診、フッ素塗布）			○	○	○	○	○	
西彼	時津町 1.6歳児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、5歳児発達健診における歯科検 診、個別歯科保健指導、集団歯科保健指導（5歳児発達健診をのぞく） 1歳6か月児・3歳児健康診査の折にフッ素塗布（希望者のみ） 5歳児発達診査の折にフッ素塗布（希望者のみ） 保育園・子ども園のフッ化物洗口事業 フッ化物洗口推進事業（保育園・子ども園へのフッ化物洗口実施時の資材 歯科巡回指導（保育園・子ども園へのプログラミング指導及び健康教育） 乳児健康相談（9～10ヶ月児における歯科相談） 各健診での歯科健診と歯科指導、2歳児・5歳児健診時の歯科検診・フッ化 物塗布、歯科指導 フッ素塗布事業 子ども園フッ化物洗口 親子むし菌予防教室 長崎県フッ化物洗口推進事業（保育所・認定こども園での全実施） 1歳児歯科教室（歯科医師による講話、歯科衛生士によるフッ素塗布） 1歳半健診、3歳児健診でのフッ化物塗布 幼児（2歳・2歳半・3歳児）歯科検診（歯科検診、フッ素塗布）			○	○	○	○	○	
中央	東彼杵町 1.6歳児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、5歳児発達健診における歯科検 診、個別歯科保健指導、集団歯科保健指導（5歳児発達健診をのぞく） 1歳6か月児・3歳児健康診査の折にフッ素塗布（希望者のみ） 5歳児発達診査の折にフッ素塗布（希望者のみ） 保育園・子ども園のフッ化物洗口事業 フッ化物洗口推進事業（保育園・子ども園へのフッ化物洗口実施時の資材 歯科巡回指導（保育園・子ども園へのプログラミング指導及び健康教育） 乳児健康相談（9～10ヶ月児における歯科相談） 各健診での歯科健診と歯科指導、2歳児・5歳児健診時の歯科検診・フッ化 物塗布、歯科指導 フッ素塗布事業 子ども園フッ化物洗口 親子むし菌予防教室 長崎県フッ化物洗口推進事業（保育所・認定こども園での全実施） 1歳児歯科教室（歯科医師による講話、歯科衛生士によるフッ素塗布） 1歳半健診、3歳児健診でのフッ化物塗布 幼児（2歳・2歳半・3歳児）歯科検診（歯科検診、フッ素塗布）			○	○	○	○	○	
中央	川棚町 1.6歳児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、5歳児発達健診における歯科検 診、個別歯科保健指導、集団歯科保健指導（5歳児発達健診をのぞく） 1歳6か月児・3歳児健康診査の折にフッ素塗布（希望者のみ） 5歳児発達診査の折にフッ素塗布（希望者のみ） 保育園・子ども園のフッ化物洗口事業 フッ化物洗口推進事業（保育園・子ども園へのフッ化物洗口実施時の資材 歯科巡回指導（保育園・子ども園へのプログラミング指導及び健康教育） 乳児健康相談（9～10ヶ月児における歯科相談） 各健診での歯科健診と歯科指導、2歳児・5歳児健診時の歯科検診・フッ化 物塗布、歯科指導 フッ素塗布事業 子ども園フッ化物洗口 親子むし菌予防教室 長崎県フッ化物洗口推進事業（保育所・認定こども園での全実施） 1歳児歯科教室（歯科医師による講話、歯科衛生士によるフッ素塗布） 1歳半健診、3歳児健診でのフッ化物塗布 幼児（2歳・2歳半・3歳児）歯科検診（歯科検診、フッ素塗布）			○	○	○	○	○	
中央	波佐見町 1.6歳児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、5歳児発達健診における歯科検 診、個別歯科保健指導、集団歯科保健指導（5歳児発達健診をのぞく） 1歳6か月児・3歳児健康診査の折にフッ素塗布（希望者のみ） 5歳児発達診査の折にフッ素塗布（希望者のみ） 保育園・子ども園のフッ化物洗口事業 フッ化物洗口推進事業（保育園・子ども園へのフッ化物洗口実施時の資材 歯科巡回指導（保育園・子ども園へのプログラミング指導及び健康教育） 乳児健康相談（9～10ヶ月児における歯科相談） 各健診での歯科健診と歯科指導、2歳児・5歳児健診時の歯科検診・フッ化 物塗布、歯科指導 フッ素塗布事業 子ども園フッ化物洗口 親子むし菌予防教室 長崎県フッ化物洗口推進事業（保育所・認定こども園での全実施） 1歳児歯科教室（歯科医師による講話、歯科衛生士によるフッ素塗布） 1歳半健診、3歳児健診でのフッ化物塗布 幼児（2歳・2歳半・3歳児）歯科検診（歯科検診、フッ素塗布）			○	○	○	○	○	
上五島	小値賀町 1.6歳児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、5歳児発達健診における歯科検 診、個別歯科保健指導、集団歯科保健指導（5歳児発達健診をのぞく） 1歳6か月児・3歳児健康診査の折にフッ素塗布（希望者のみ） 5歳児発達診査の折にフッ素塗布（希望者のみ） 保育園・子ども園のフッ化物洗口事業 フッ化物洗口推進事業（保育園・子ども園へのフッ化物洗口実施時の資材 歯科巡回指導（保育園・子ども園へのプログラミング指導及び健康教育） 乳児健康相談（9～10ヶ月児における歯科相談） 各健診での歯科健診と歯科指導、2歳児・5歳児健診時の歯科検診・フッ化 物塗布、歯科指導 フッ素塗布事業 子ども園フッ化物洗口 親子むし菌予防教室 長崎県フッ化物洗口推進事業（保育所・認定こども園での全実施） 1歳児歯科教室（歯科医師による講話、歯科衛生士によるフッ素塗布） 1歳半健診、3歳児健診でのフッ化物塗布 幼児（2歳・2歳半・3歳児）歯科検診（歯科検診、フッ素塗布）			○	○	○	○	○	
北	佐々町 1.6歳児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、5歳児発達健診における歯科検 診、個別歯科保健指導、集団歯科保健指導（5歳児発達健診をのぞく） 1歳6か月児・3歳児健康診査の折にフッ素塗布（希望者のみ） 5歳児発達診査の折にフッ素塗布（希望者のみ） 保育園・子ども園のフッ化物洗口事業 フッ化物洗口推進事業（保育園・子ども園へのフッ化物洗口実施時の資材 歯科巡回指導（保育園・子ども園へのプログラミング指導及び健康教育） 乳児健康相談（9～10ヶ月児における歯科相談） 各健診での歯科健診と歯科指導、2歳児・5歳児健診時の歯科検診・フッ化 物塗布、歯科指導 フッ素塗布事業 子ども園フッ化物洗口 親子むし菌予防教室 長崎県フッ化物洗口推進事業（保育所・認定こども園での全実施） 1歳児歯科教室（歯科医師による講話、歯科衛生士によるフッ素塗布） 1歳半健診、3歳児健診でのフッ化物塗布 幼児（2歳・2歳半・3歳児）歯科検診（歯科検診、フッ素塗布）			○	○	○	○	○	

	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (塗布・洗口 等)	独自の歯科に關 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指 導	その他
上五島	新上五島町 長崎県フッ化物洗口事業(幼稚園3園 実施) フッ素化物洗口事業(保育園10園 実施 町独自事業) 歯科健診・フッ素塗布事業(概ね1歳2か月～3歳6か月 町独自事業) 妊婦歯科健診(町独自事業) 歯っぴいフェスティバル	○	○	○	○	○	○		
県庁	子ども未来課 むし歯予防講話	○							
県庁	全保育所・幼稚園へのフッ化物洗口に係る情報提供(年1回以上) 1,6歳児及び3歳児歯科健康診査の結果の集計及び情報提供	○						○	
県庁	長崎県フッ化物洗口推進事業(中学校への補助、保育所・幼稚園・認定こども園への指導助言及び県歯科医師会への支援委託) フッ化物洗口に関する施設状況の公表(HP) フッ化物洗口効果検証及び報告書の公表	○			○	○		○	
団体	長崎県フッ化物洗口推進体技術支援事業 フッ化物洗口等効果検証委員会 歯の衛生週間(歯・口の健康週間)イベント 保育所、幼稚園歯科健診データ収集・集計 歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール 子ども虐待対応マニュアルの発行 ロや健康に関するイベントでの歯科保健指導・啓発	○		○	○		○	○	
団体	県歯科医師会 市町健診事業(乳児相談、1,6・2歳児・3歳での母子事業)・フッ素塗布事業で対象児と保護者への指導 保育園での歯科保健指導[長崎市、諫早市] 県歯科衛生士会 広報紙Smileyによる啓発(口腔の健康に関するイベント等で配布)	○		○	○		○	○	
	合計	66	36	28	62	14	14	57	7





	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (塗布・洗口 等)	独自の歯科に関 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指 導	その他
県庁	体育保健課 長崎県フッ化物洗口推進事業 歯・口腔の健康教育研修会(中学校におけるフッ化物洗口) 学校保健総合支援事業(学校へ専門医を派遣しての講習会)				○		○		
県庁	学事振興課 私立中学校に対し、フッ化物洗口に係る調査等の依頼・回収、結果等の周知 私立小中学校に対し、フッ化物洗口の実施についての協力依頼 私立中等高等学校の校長会、教頭会等における普及啓発についての依頼	○							○
県庁	県歯科医師会 長崎県フッ化物洗口推進事業(中学校への補助、小中学校への指導助言及び フッ化物洗口に関する施設状況の公表(HP)) 県歯科医師会への支援委託				○	○			○
	フッ化物洗口効果検証及び報告書の公表 長崎県フッ化物洗口推進体制技術支援事業(再掲) フッ化物洗口等効果検証委員会(再掲)	○			○	○			○
団体	歯の衛生週間(歯・口の健康週間)イベント(再掲) 歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール(再掲) 歯・口の健康に関する標語コンクール	○		○					○
	学校歯科医生涯研修制度基礎研修・更新研修会 子ども虐待対応マニュアルの発行(再掲) ロヤ健康に関するイベントでの歯科保健指導・啓発	○					○		○
団体	長崎県フッ化物洗口推進事業)推進協力(歯・口腔の健康教育(中学校におけるフッ化物洗口研修会でのインストラクター協力) 広報紙Smileyによる啓発(口腔の健康に関するイベント等で配布)						○		
	合計	21	3	4	26	4	10	8	8



	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							その他
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (PMTTC・除石 等)	独自の歯科に関 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指 導	
県南	雲仙市 歯周病予防健診(妊婦、20~74歳の市民) 歯科相談事業 2歳児親子歯科健診 ハバママひろば	○		○		○		○	
県南	南島原市 歯周病予防健診(20~74歳の市民対象、歯科医院において無料(節目年 齢)または500円で健診を受診できるよう補助) お口の健康相談(集団健診受診者対象、健診会場で希望者に対し歯科衛生士 による歯科保健相談及び指導の実施)		○			○			○
西彼	長与町 長与町歯周疾患検診(30歳・40歳・50歳・60歳の方) 妊婦歯科検診	○							
西彼	時津町 40歳、50歳、60歳の者を対象とする歯周疾患検診(町内歯科医院へ委託) 妊婦(妊娠16週から27週まで)を対象とする歯周疾患検診(町内歯科医院 へ委託)		○						
県央	東彼杵町 歯周病検診(30歳・40歳・50歳・60歳・70歳)※独自の助成は30歳のみ 歯周疾患検診(20歳以上を対象とし、町内歯科医院へ委託)		○			○			
県央	川棚町 歯科相談(特定健診会場にて、アンケートで抽出した対象者のみに歯科相談 の実施)								○
県央	波佐見町 成人歯科検診・保健指導(18歳以上の特定健診等の受診対象者)	○							
上五島	小値賀町 小値賀町歯科講演会	○							○
県北	佐々町 妊婦歯科健診(妊娠中に1回町内歯科医院での健診実施に対する助成制度) 歯周疾患検診(住民健診において40~70歳の5歳毎の節目検診を実施) 歯周疾患検診を30歳・40歳・50歳・60歳の方を対象に実施。(歯科医師 会委託)	○				○			○
上五島	新上五島町 健康まつりに、歯の健康コーナーを設け、歯科検診やお口の相談を実施。 母子保健推進員及び母子保健関係者研修会の開催(マイナスイラストから始め るむし歯予防)	○							
県庁	ことども家庭課 研修会におけるパンフレット等の配布(「親子保健」「よく噛み育てるここ ろとかからだ」絵本「は、にげる」)	○							
県庁	県保・健康推進課 成人歯科保健対策向上研修事業(県歯科医師会委託) かかりつけ歯科医機能強化研修事業(県歯科医師会委託) 成人歯科保健向上生活歯援事業(県歯科医師会委託) 成人歯科衛生指導者養成事業(県歯科衛生士会委託) 市町へ口腔機能についての講演及び咀嚼機能検査を使った実技研修	○							○
団体	県歯科医師会 成人歯科保健対策向上研修事業 成人歯科保健対策向上生活歯援事業 成人歯科保健向上生活歯援事業 長崎県市町村職員共済組合歯科健診「お口のチェック事業」 地方職員共済組合長崎県支部歯科健診 全国健康保険協会と長崎県歯科医師会との連携による歯科健診	○							○





市町村	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分						一般的な歯科保健相談・指導	その他
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指導	予防体制 (PMTIC・除石 等)	独自の歯科に関する 助成制度	教室・研修		
香岐	介護予防教室 お口“いきいき”健康支援（口腔ケア）事業（市は啓発と申込受付のみ） お口“いきいき”健康支援（口腔ケア）事業（市は啓発と申込受付のみ）	○					○		
五島	長崎大学歯学部が離島地域の調査研究として歯周病検診を実施	○							
西彼	介護予防普及啓発事業	○							
県南	介護予防教室での歯科指導						○		
県南	歯周病予防健診（20～74歳の市民対象、歯科医院において無料（節目年齢）または500円で健診を受診できるよう補助） お口の健康相談（集団健診受診者対象、健診会場へ希望者に対し歯科衛生士による歯科保健相談及び指導の実施） 長与町歯周病検診（70歳の方）		○					○	
西彼	一般介護予防事業（老人クラブ・サロン）「お口の健康について」 70歳の者を対象とする歯周疾患検診（町内歯科医院へ委託）		○					○	
西彼	歯科保健指導（個別指導） 歯科保健指導（集団指導） 要介護者の口腔機能の向上に関する教室 歯科口腔保健に関する出前講座や講演会					○	○	○	
県央	通所型サービスマスター事業（個別・集団歯科保健指導） 介護予防普及啓発事業（個別・集団歯科保健指導）						○	○	
県央	歯科相談（特定健診会場にて、アンケートで抽出した対象者のみに歯科相談の実施） 歯周疾患検診（町内歯科医院へ委託） 総合事業通所事業（C型） 8020コンテスト	○	○	○				○	
県央	高齢受給者（70歳到達者）証交付時の歯科健康相談 8020コンテスト（達成者の表彰） 一般介護予防事業での個別歯科相談・指導 地域介護予防支援事業（いきいき百歳体操）での集団・個別指導		○					○	
上五島	高齢者へ口腔ケア・歯科受診をすすめる勸奨チラシの配布	○							
県北	小値賀町歯科講演会 歯周疾患検診（住民健診において40～70歳の5歳毎の節目検診を実施） 出前講座（地域ダイナミクスにおいて口腔ケアに関する講話を実施） 地域介護予防活動支援事業（サロン等への歯科衛生士の派遣）	○					○	○	
上五島	介護予防サポーター養成講座 歯周疾患検診を70歳の方を対象に実施（歯科医師会委託） 地域リハ活動支援体制整備事業（広域支援センター委託） 成人歯科保健対策向上研修事業（県歯科医師会委託）	○					○		
県庁	かかりつけ歯科医機能強化研修事業（県歯科医師会委託） 成人歯科保健向上生活歯検事業（県歯科医師会委託） 成人歯科衛生指導者養成事業（県歯科衛生士会委託）	○					○	○	
県庁	市町へ口腔機能についての講演及び咀嚼機能検査を使った実技研修							○	





3. 令和元年度の取り組み状況  
 (5) 障害児・者の歯科保健対策

政令市	事業名及び事業概要、または予算事業外対応	内容区分							その他
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指導	医療体制	独自の歯科に関する 助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指	
長崎市	歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業(市歯科医師会 障害者等歯科医療技術者養成事業(県歯科衛生士会委託) 在宅療養者及び在宅障害者歯科保健事業(県歯科衛生士会委託) 障害福祉センターでの歯科健診及びフッ化物塗布 歯みぐりルーム(障がい児歯科相談・歯科健診) 障がい福祉サービス事業研修会 相談支援事業所連絡会(研修)	○					○		
佐世保市		○							
島原市		○							
諫早市	障害児・者の口腔ケアに関する協議の場として諫早市地域自立支援協議会こ ども部会口腔ケア支援班の設置。発達障害児や障害児があっても取り組める口 腔ケアの方法や障害児・者対応の歯科医院の一覧を掲載したチラシを作成 し、窓口や施設等で周知を行なった。また、放課後等デイサービス利用者の 保護者へ実態把握のアンケート調査を実施した。	○							○
大村市	大村市障がい者歯の健康づくりネット(協議の場)の開催	○							○
平戸市									
松浦市	障害者巡回歯科診療の申請について対応								○
対馬	口腔衛生指導・福祉施設 在宅訪問歯科診療事業	○	○	○					○
香崎市									
五島市									
西彼									
県南									
県南									
西彼									
西彼									
県南									
川棚町									
波佐良町									
小値賀町									
佐々町									
新上五島町									
県庁	障害福祉課 国保・健康増進課	○							
県庁	障害者歯科診療・休日歯科診療事業(県歯科医師会委託) 障害者歯科診療・休日口腔ケア指導事業(県歯科医師会委託) 障害者施設職員・保護者向け口腔ケア指導事業(県歯科医師会委託)				○				
団体	障害者歯科診療・休日歯科診療事業 障害者施設職員・保護者向け口腔ケア指導事業 スペシャリスト歯科診療マニキュア作成				○				
団体	従事者研修会実施[施設依頼] 施設等口腔ケア研修、口腔ケア支援[地域歯科医療連携室事業] R1(障害児)者等歯科医療技術者養成研修事業[長崎市委託]								○
合計		10	3	3	3	1	9	3	5



	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							調査・研究	その他	
		協議体制設置・連携企画	歯科保健計画策定・評価	住民集会参加(市町)、専門家派遣(県)	資料作成補助や指導・助言等の技術支援	歯科専門職確保検討、キーマン等人材確保	研修				
団体	長崎県福祉保健部・こども政策局との協議会	○									
	長崎大学歯学部との協議会	○									
	長崎県三師会協議会	○									
	長崎県歯科保健データ収集・分析事業	○							○		
団体	長崎県歯科衛生士会との協議会	○									
	成人歯科衛生指導者養成研修事業(佐世保、諫早、島原) [県委託]							○			
	R1障害(児)者等歯科医療技術者養成研修事業 [長崎市委託]							○			
	長崎県保健医療対策協議会歯科保健医療部会・専門委員会企画	○	○								
	長崎県地域リハビリテーション推進部会・長崎県介護予防市町支援部会企画	○									
	各地域歯科保健推進協議会企画 [西彼、県央、県北、五島]	○									
	佐世保市歯と口腔の健康づくり推進協議会企画 [佐世保市]	○									
	大村市障がい者歯の健康づくりネット会議への企画 [大村市]	○									
	諫早市4者協議会企画 [諫早市]	○									
	合計		29	11	1	6	4	3	7	3	

令和3年度の歯科専門職配置に対する取り組み希望状況

(6) A. 歯科保健強化のための体制づくり(追加) ※歯科専門職未配置の市町の国庫補助活用について

		希望有無	希望しない場合、歯科専門職を配置しない理由
政令市	長崎市		
政令市	佐世保市		
県南	島原市	×	国庫補助を活用しても財政的に困難であるため。(現在、歯科を含めた健康づくり計画で、健康づくりを推進しており、各事業ごとの雇上げで対応している。)
県央	諫早市	×	関係機関との協議の場があり、事業に対しての意見・助言についても各種事業の機会に対応する体制であるため。
県央	大村市		
県北	平戸市	○	
県北	松浦市	×	必要に応じて、歯科衛生士の派遣を受け、事業を実施しているため。
対馬	対馬市		
杵岐	杵岐市		
五島	五島市		
西彼	西海市		
県南	雲仙市	×	歯科専門職の必要性は感じているが、保健師の人員不足もあり、歯科衛生士の配置の優先順位は低い状況である。
県南	南島原市	×	歯科保健業務は現在、管理栄養士・栄養士が担っており、歯科衛生士は事業毎の雇用となっているため。
西彼	長与町	×	歯科保健業務は保健師が担っており、歯科衛生士は事業毎の雇用となっているため。
西彼	時津町	×	歯科保健に係る業務の優先性が低く、配置の必要性がないため。
県央	東彼杵町	×	専門職を置くほどの業務量を見込めない。
県央	川棚町	×	令和3年度で歯科保健推進会議の内容や委員等の変更有。歯科保健推進計画の評価や計画の見直しなどのため、推進会議の委員の検討に至った。推進会議には、歯科専門職は在籍しているが、より継続的な歯科の推進をおこな
県央	波佐見町	×	必要に応じて、歯科衛生士を雇用し、事業を実施しているため。
上五島	小値賀町	×	島内に歯科専門職が少なく配置が難しい。
県北	佐々町	×	町内歯科医療機関との連携協力体制が整っているため
上五島	新上五島町	×	町内に歯科専門職がないため

3. 令和元年度の取り組み状況

(6) B. 災害時の歯科保健 ※R1.12以降に歯科医師会と災害協定を結んだ市町は朱書きで記載してください

	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							その他	
		協議体制	協議への参画	連携体制	県民(住民)への情報発信(普及啓発)	災害時の資料やマニュアル等の作成	訓練・研修への開催または参画	情報収集・調査、情報共有		
政令市	長崎市	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書(市歯科医師会と締結)	○		○			○		
政令市	佐世保市	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書(市歯科医師会と締結)			○			○		
県南	島原市	災害時の歯科医療救護に関する協定締結(島原南高歯科医師会と締結)			○					
県央	諫早市	災害時の歯科医療救護に関する協定書	○		○			○		
県央	大村市	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定を大村東彼歯科医師会と締結(H30.7.30)	○							
県北	平戸市	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書締結	○		○					
県北	松浦市	北松歯科医師会との災害時等の歯科医療救護活動に関する協定	○		○					
対馬	対馬市	対馬市歯科医師会災害協定締結	○		○					
宍岐	宍岐市	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書(宍岐市歯科医師会と締結)	○		○					
五島	五島市									
西彼	西彼市	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書(西彼歯科医師会と締結)			○					
県南	雲仙市	災害時の医療救護に関する協定書(南高歯科医師会と災害時の協定締結)			○					
県南	南島原市	災害時の医療救護に関する協定書(南高歯科医師会と災害時の協定締結)			○					
西彼	長与町	災害時等の歯科医療救護活動に関する西彼歯科医師会との協定			○					
西彼	時津町									
県央	東彼杵町									
県央	川棚町									
県上	波佐見町									
上五島	小値賀町									
県北	佐々町	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定			○					
上五島	新上五島町									
県庁	医療政策課	関係団体との災害対策に関する協議会への参画(県歯科医師会開催)						○		
県庁	関係団体との災害対策に関する協議会への参画(県歯科医師会開催)							○		
団体	関係団体との災害対策に関する協議会の開催							○		
団体	災害対策研修会の開催							○		
団体	長崎県総合防災訓練への参画							○		
団体	関係団体との災害対策に関する協議会への参画[県歯科医師会開催]							○		
団体	関係団体主催災害対策研修会への参加[日本歯科医師会、県歯科医師会、日本歯科衛生士会]							○		
団体	災害訓練(安否確認)実施							○		
団体	「災害支援対策マニュアル」作成中							○		
団体	日本歯科衛生士会「災害支援登録歯科衛生士」の登録及び登録訓練の参加周知							○		
団体	災害関係参加研修会内容の情報共有							○		
	合計		6	3	15	1	3	6	5	0

### 3. 令和元年度の取り組み状況 県立保健所の管内所感

	項目	地域の取組や現状に対する県立保健所の所感及び今後の取組方針
県立保健所 西夜	(1) 乳幼児期	管内の保育所（園）、幼稚園ではほぼ100%フッ化物洗口について取り組んでいる。
	(2) 学齢期	小学校では100%フッ化物洗口について取り組んでいる。中学校でもフッ化物洗口が開始されており、各市町で実施に向けた計画が進められている。
	(3) 成人期	妊婦の歯科検診や定期的な検診の実施に向けた取り組みがみられる。
	(4) 高齢期	検診と合わせて、相談指導が行われている。
	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	歯科保健の実態を把握し、生涯を通じた歯の健康づくりの推進を図る。オーラルフレイル予防のため、成人期の歯周疾患健診受診率向上を目標としている。そのため、歯科保健推進協議会での情報交換、市町への情報提供を行い連携を図る。
県立保健所 県央	(1) 乳幼児期	県平均や管内の他の市町と比べてう蝕有病者率が高い市町に対し、生活背景や体格等との関係性など原因分析の必要性があることを働きかけた。
	(2) 学齢期	フッ化物洗口が、管内市町全施設及び全学年で継続して実施されるよう働きかけた。
	(3) 成人期	今後も広報等を利用して、歯・口腔の健康づくりの大切さ、成人期歯科健診の周知等が住民へ行われるよう働きかけた。
	(4) 高齢期	今後も広報等を利用して、歯・口腔の健康づくりの大切さ、成人期歯科健診の周知等が住民へ行われるよう働きかけた。
	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	歯科保健に関する協議の場の設定を継続すること。
県立保健所 県南	(1) 乳幼児期	むし歯の状況は改善傾向にあるが、地域差が見られる。依然として保育園等によるフッ化物洗口実施については県全体の目標値85%に至っていないため、引き続き市や保育士会等を通じて働きかけ、フッ化物洗口の実施率向上を図る。
	(2) 学齢期	フッ化物洗口は、小学校では100%を達成しており、中学校においては、教育委員会、学校の理解もあり、前年度より実施施設数が増加し、実施率がH30と比較すると40%上昇しているため、引き続き教育委員会等を通じて働きかけ、フッ化物洗口の実施率向上を図る。
	(3) 成人期	妊婦や20歳以上を対象にした歯周病予防健診等の歯周病予防の取り組みが進められている。今後も広報等を利用して、歯・口腔の健康づくりの大切さ、事業の周知が住民に行われるよう働きかけ、受診率等の向上を図る。
	(4) 高齢期	地域支援事業による健康教育、歯周病予防健診等の歯周病予防の取り組みが進められている。高齢者の口腔の健康はフレイル予防との関連があるため、今後も広報等を利用して、歯・口腔の健康づくりの大切さや事業の周知が住民に行われるよう働きかけ、受診率等の向上を図る。
	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	保育園や中学校におけるフッ化物洗口実施向上に向けた協議。管内の成人期における歯周病予防、高齢期におけるフレイル予防の取り組みの情報共有を行う。
県立保健所 県北	(1) 乳幼児期	う蝕有病者率・一人当たりの平均う蝕数は、全国、長崎県と比較しても多い。保護者の意識の差が大きい。フッ化物洗口未実施施設や関心のない保護者への働きかけが課題。乳幼児のフッ化物洗口実施については引き続き協議会等で働きかけていく必要がある。
	(2) 学齢期	フッ化物洗口実施率は、小学校は100%、中学校のフッ化物洗口実施については引き続き協議会等で働きかけていく必要がある。保護者の意識の2極化があり、無関心者への働きかけが課題である。中学校のフッ化物洗口実施については引き続き協議会等で働きかけていく必要がある。
	(3) 成人期	歯周疾患健診の受診率が低い。健診の実施方法や、知識の普及啓発が課題。受診しやすい環境整備が必要。
	(4) 高齢期	オーラルフレイルの予防につながる啓発が必要。家族やケアマネジャー、施設職員に対して口腔内の観察やケアをするように働きかけていく必要がある。
	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	障害者歯科における現状の把握と啓発活動

	項目	地域の取組や現状に対する県立保健所の所感及び今後の取組方針
県立保健所	(1) 乳幼児期	3歳児のむし歯のない者の割合が県・全国に比べ低い。むし歯の本数も減少傾向にあるが県平均よりも多い現状。五島市による集団健診（10ヶ月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児）での個別指導継続や2歳児のフッ素塗布実施が必要。
	(2) 学齢期	令和2年度から中学校でのフッ化物洗口を導入開始。令和元年度は教育委員会、市、歯科医師会等と連携しスムーズに導入できるよう歯科保健推進協議会で協議。中学校フッ化物洗口導入前の令和2年2月～3月に中学校養護教諭・保健主事等担当者及び管理職を対象とした研修会を教育委員会主催で開催することを検討。
	(3) 成人期	五島市の歯科保健を評価するデータが少ないのが課題。参考までに長崎大学による歯周病検診データで現状確認しているが、県と比べ40歳代で喪失歯のある者の割合が多い。歯科保健推進協議会で協議し、成人期の問診型歯科健診の実施を検討。
	(4) 高齢期	五島市の歯科保健を評価するデータが少ないのが課題。参考までに長崎大学の歯周病検診データで現状確認しているが、県と比べ60歳代で24本以上の歯を有する者、80歳で20本以上の歯を有する者の割合が低い。成人期と同様、問診型歯科健診の実施について検討が必要。また、訪問診療の実態把握について、保健所歯科保健協議会の活用により、今後の取組方針の協議が必要。
	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	保健所歯科保健協議会による歯科保健対策の評価及び推進、関係機関との連携強化。
上五島	(1) 乳幼児期	フッ化物洗口事業の継続的な実施。乳幼児健診での普及啓発。
	(2) 学齢期	県の補助期間終了後もフッ化物洗口事業の継続的な実施。中学校や高校での歯周病予防に関する啓発推進。
	(3) 成人期	成人期から継続した歯周病対策を推進できるように歯周病検診などの歯科健診の普及やかかりつけ歯科医を受診しやすい環境整備が必要。
	(4) 高齢期	高齢者の口腔ケアに関する現状を正しく把握する。
	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	歯周病予防やオーラルフレイル予防のための普及啓発。
豊岐	(1) 乳幼児期	・フッ化物応用によるむし歯予防は、4歳児以上に對する保育所・幼稚園の体制は整い、今後のむし歯予防に効果が期待できます。 しかし、甘味飲料を飲まない12ヶ月児の割合や3歳児以下が対象のフッ化物塗布券利用率等の減少がみられ、生活習慣や行動の改善は一部にとどまっています。 保健所では、市が実施する親世代への普及啓発に加え、祖父母の乳幼児に對するむし歯予防知識の普及を図るため実施している「祖父母はなまる教室」への支援を続けることとしています。 ・市と共同で開催する歯科保健協議会やデンタルワークショップなどを通じて、乳幼児期の虫歯予防に関する知識の普及を引続き図る必要があります。 ・複数のむし歯を有するハイリスク乳幼児が全体のむし歯数が多くを占めている現状から、その把握と対応について市と協議する必要があります。
	(2) 学齢期	H29年度に管内全小学校で、H31年度に管内全中学校でフッ化物洗口が行われる体制が整いました。管内の学童期におけるむし歯保有率は県全体と比較すると高い傾向にあります。今後改善が期待できます。1人あたりのむし歯の本数は個人差が大きいため、乳幼児期からの対策が重要です。
	(3) 成人期	歯周疾患健診受診率は低い状況にあり、歯科健診の推進やかかりつけ歯科医による管理推進が必要です。今後、家族ぐるみでかかりつけ歯科医院をもつてもらえるよう、今後のデンタルワークショップでは実行委員にPTA連合会に入っている方々を積極的に呼び込んでいただくよう働きかけ、家族への波及効果を狙った活動を実施します。
	(4) 高齢期	豊岐リハビリテーションセンターが中心となって施設や在宅療養者を支援する福祉職等を対象とした研修会を開催しています。保健所は広域支援センターと連携を図り、地域の人材育成が進むよう支援してまいります。
	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	定期検診を実施する人の増加、歯周疾患健診の受診率向上を図るための取組み

		地域の取組や現状に対する県立保健所の所感及び今後の取組方針	
		項目	
県立保健所	対馬	(1) 乳幼児期	3歳児の一人平均むし歯数は、年々改善しているが、県と比べまだまだ多い状況。5歳児の一人平均むし歯数は改善がみられるなどしているが、定期的健診を受ける児の割合などはまだまだ及ばない状況。乳幼児健診時等における健康教育、1.6・2歳・3歳児の歯科健診やフッ化物塗布事業等は実施されている。保護者への予防意識の啓発等を更に推進していくことが必要。
		(2) 学齢期	12歳児の一人平均むし歯の本数は、年々減少しており、県全体よりもよい数値を達成できた。15歳の歯肉に異常のない者の割合、また18歳の歯周疾患有病率ともに、ここ数年減少傾向。保育所・幼稚園・認定こども園、小学校、中学校におけるフッ化物洗口実施施設の割合は、100%である。小・中学校等でのむし歯・歯周病予防に関する啓発についても更に推進していく必要がある。
		(3) 成人期	妊婦とその夫を対象とした成人歯科健診・保健指導等を実施しており、受診率は年々増加傾向である。 40歳以上を対象とした歯科健診は未実施であるが、対馬市の成人歯科の取組について対馬地区歯科保健推進協議会で協議し、特定健診時の生活歯擦プログラムを活用した歯科保健指導などの新たな取組みを開始している。今後も引き続き、歯周病予防対策・成人歯科の取組みを推進していく必要がある。
		(4) 高齢期	対馬市歯科衛生士士による口腔衛生訪問指導、在宅訪問歯科診療などを継続し、口腔の定期的チェックや口腔ケアへの関心を高めていくことが必要。また、歯科・介護連携等により要介護者等の口腔状況の改善から生活の質の向上を図る取組みも必要である。
		【保健所が必要と考える地域で行う取組】	歯科保健推進協議会において、「歯周病予防・成人期の歯科保健対策」及び「フッ化物洗口によるむし歯予防対策」「高齢者のオーラルフレイル予防」について、重点的に協議（進捗確認含む）し、推進していく必要がある。









法律第九十五号（平二十三年八月十日）  
歯科口腔保健の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。

二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（歯科医師等の責務）

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。）に従事する者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務）

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

（歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等）

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等）

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること（以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。）を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

（障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等）

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

（歯科疾患の予防のための措置等）

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

（口腔の健康に関する調査及び研究の推進等）

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

（歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等）

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

# 長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例

(平成21年長崎県条例第73号)

## (目的)

第1条 この条例は、歯・口腔の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病の対策をはじめとする県民の全身の健康づくりに果たす役割の重要性にかんがみ、他県に比べ高い県民の歯科疾患の有病率の低下及び県内における歯・口腔の健康に関する地域間等の格差の是正を図るため、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関し、その基本理念を定め、県の責務及び市町、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者、県民等の役割を明らかにし、並びに歯・口腔の健康づくりの推進に関する計画の策定について定めること等により、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康増進及び県民の健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

## (基本理念)

第2条 歯・口腔の健康づくりは、すべての県民が生涯を通じて、自らむし歯、歯周疾患等の予防及び口腔機能の向上に取り組むとともに、適切な時期に必要な歯科口腔保健サービス、医療等を受けることができる環境が整備されることを基本理念として行われなければならない。

## (県の責務)

第3条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本県の特性に応じた歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (市町の役割)

第4条 市町は、基本理念を踏まえ、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号。以下「歯科口腔保健法」という。）、健康増進法（平成14年法律第103号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）等の歯・口腔の健康づくりに関する法令の規定に基づく歯・口腔の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

## (教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者等の役割)

第5条 教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者等（以下「教育関係者等」という。）は、基本理念にのっとり、県民の歯・口腔の健康づくりの推進並びに他の者が行う歯・口腔の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

2 教育関係者等は、前項の目的を達成するため、県民の歯・口腔の健康づくりを支援するための研修等を実施するよう努めるものとする。

## (事業者及び保険者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する労働者の歯科健診（健康診査又は健康診断において実施する歯科に関する健診を含む。）及び歯科保健指導（以下「歯科健診等」という。）の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者及びその被扶養者の歯科健診等の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

## (県民の役割)

第7条 県民は、歯・口腔の健康づくりに関する知識を持ち、更に理解を深めるよう努める

ものとする。

- 2 県民は、県及び市町が実施する歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに関する施策を活用すること、かかりつけ歯科医の支援を受けること等により、自ら歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(長崎県歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくり推進計画)

第8条 県は、県民の生涯にわたる歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯科口腔保健法第13条第1項に規定する計画として、歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに関する基本的な計画（以下「長崎県歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくり推進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 県は、長崎県歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくり推進計画を定めようとするときは、あらかじめ歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに関する学識経験者の意見を聴くとともに、県民、市町その他歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに係る活動を行う関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

- 3 長崎県歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくり推進計画の策定に当たっては、歯科口腔保健法第12条に規定する歯科口腔<sup>くわう</sup>保健の推進に関する基本的事項を勘案し、健康増進法に基づく健康増進計画、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療計画、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業支援計画その他の県が策定する歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに関する計画との調和及び連携に努めるとともに、離島、へき地及び中山間地域の地域性及び特殊性に配慮するものとする。

- 4 県は、長崎県歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくり推進計画を定めたときは、速やかに、これを県民に公表しなければならない。

- 5 長崎県歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくり推進計画は、歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに関する施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

- 6 第2項から第4項までの規定は、長崎県歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくり推進計画の変更について準用する。

(市町歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくり推進計画)

第9条 市町は、当該市町の実情に応じた歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに関する施策をより継続的かつ効果的に推進するため、長崎県歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくり推進計画の内容を踏まえ、当該区域における歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに関する基本的な計画（以下「市町歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくり推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 県は、市町が市町歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくり推進計画を定めようとする場合には、当該市町の求めに応じ、適切な情報の提供及び専門的又は技術的な助言を行うものとする。

- 3 県は、前項に定めるもののほか、市町歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくり推進計画の策定状況等市町における歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに関する施策の実施状況を勘案した上で、市町に対して必要な支援を行うよう努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第10条 知事又は県教育委員会は、県民の歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 県民の歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに教育関係者等との連携体制の構築に関すること。



- (2) 市町長又は市町教育委員会が行う効果的なむし歯予防対策、妊産婦及びその配偶者（婚姻の届けをしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）並びに乳幼児に対する歯科保健事業、学校歯科保健事業等を通じた県民の生涯にわたる歯科健診を含めた効果的な歯・口腔の疾患の予防及び健康づくりに関する施策の促進に関すること。
- (3) 第8条第2項の関係者が行う歯・口腔の健康づくりに関する取組の促進に関すること。
- (4) 歯科、医科、薬科及び多職種との適切な連携（歯科、医科、薬科及び多職種に係る医療機関、教育機関その他の関係者における相互の適切な連携をいう。）による歯・口腔の健康づくりに関する取組、細菌性又はウイルス性の疾患の予防という観点から、糖尿病を主とした全身疾患及び歯科疾患が関係する取組並びに周術期における口腔機能管理の適切な実施のための連携体制構築の促進に関すること。
- (5) 県民が定期的に歯科健診を受けることの勧奨その他必要な施策に関すること。
- (6) スポーツ、労働等によって生じる歯・口腔に関する外傷及び障害等の防止並びにこれらの軽減を図るための対策の促進に関すること。
- (7) 成人期（学生を含む。）における歯周病の予防対策の促進に関すること。
- (8) 医療的ケア児、医療的ケア者、障害児、障害者、要介護者等に対する適切な口腔健康管理に係る施策の促進に関すること。
- (9) 高齢者がフレイル状態（加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態をいう。）になることを予防するため、オーラルフレイル対策（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態になることを未然に防ぐための取組をいう。）に係る施策の促進に関すること。
- (10) 児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等の早期発見に資する歯科医療機関等との連携及び関係者の資質向上に関すること。
- (11) 災害発生時及び感染症まん延時における歯科保健医療等の提供体制の確保及び資質の向上に関する施策の促進に関すること。
- (12) 歯科衛生士をはじめとする歯・口腔の健康づくりの推進に従事する者の確保、養成及び資質の向上に関する施策の促進に関すること。
- (13) 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究の促進に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりを推進するために必要な施策の促進に関すること。

2 県は、前項各号に掲げる基本的施策を実施するため、市町、事業者、保険者、学校等が行う歯・口腔の健康づくりに関する活動に対し、その設置する保健所による広域的又は専門的な見地からの情報の提供、助言等を行うものとする。

（効果的な歯・口腔の健康づくり対策の促進等）

第11条 県は、幼児、児童及び生徒に係る歯・口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口の普及その他の効果的な歯・口腔の健康づくり対策の促進に必要な措置を講ずるものとする。

2 知事又は県教育委員会は、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校等においてフッ化物洗口等のフッ化物を用いた歯・口腔の健康づくりに関する取組が実施される場合は、各実施主体に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条に規定する学校保健計画又はそれに準じた計画に位置付け実施すること等その的確な実施のための必要な助

言を行うものとする。

(歯と口の健康週間)

第12条 県民の間に広く歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりについての関心と理解を深め、県民が積極的に歯科疾患を予防する意欲を高めるため、歯と口の健康週間を設ける。

2 歯と口の健康週間は、6月4日から同月10日までとする。

3 県は、市町と連携し、歯と口の健康週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(県民歯科疾患実態調査等)

第13条 知事は、県民の歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの総合的な推進を図るための基礎資料とするため、国が実施する歯科疾患実態調査時に合わせて、県民の歯科疾患等の実態についての調査(以下「県民歯科疾患実態調査」という。)を行うものとする。

2 知事及び県教育委員会は、県民の幼児期からの歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりを効果的に推進するため幼児、児童及び生徒のむし歯及び歯周疾患の罹患状況等について、毎年調査を実施するものとする。

3 県民歯科疾患実態調査及び前項の調査は、その結果を公表するものとする。

(財政上の措置)

第14条 県は、歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに関する施策を推進するため、予算の範囲内で必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成22年6月4日から施行する。

(令和2年12月25日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。